本校が、ICTを活用した学習指導等を行う際の運用規定を定める。

## 1 保護者の了解

- ・ 活用にあたって、保護者の了解を得るとともに、本運用規定の周知を図る。
- 2 利用するICTツール
  - ・ Google社が提供する「G Suite for Education」(「Google Workspace for Education」に改称、 以下同じ)

## 3 利用する情報端末

- (1) 生徒は、原則として生徒及び保護者が所有する情報端末を利用する。
- (2) 教員は、原則として学校の情報端末及び個人所有の情報端末を利用する。但し、個人所有の情報端末を利用する場合の費用弁済は行わない。

## 4 アカウント

- ・ 生徒(保護者)及び教員ともに、学校で管理するアカウントのみを利用し、このアカウントは「G Suite for Education」以外では利用しない。
- ・ 生徒(保護者)のGmai1機能は、「利用不可」に設定する。

#### 5 内容

・ 学習指導、生徒指導、進路指導に関すること及び緊急連絡に関することで、対象となる「クラス」の「メンバー」全員に情報が行き渡ることを要する内容であること。

# 6 利用場所

・ 原則として学校内とする。但し在宅勤務の場合は勤務公署指定された自宅、旅行命令の場合は 命令された自宅でも可能とする。

### 7 利用時間

・ 原則として勤務時間内とする。

## 8 その他

- ・ 原則として、対面指導が可能な場合は対面指導を優先する。
- オンライン授業の際、授業のスクリーンショット、録画又は録音、及び撮影は禁止する。